

# 珠洲市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成26年9月

珠洲市教育委員会

## 1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童が死傷する事故が相次いで発生した事を受け、各小学校の通学路における危険箇所について、教育委員会、警察、道路管理者（石川県、珠洲市）などが連携して緊急合同点検を行い、必要な対策を実施してきました。

この合同点検や対策により、一定の成果が得られたことから、引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「珠洲市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が更に連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

## 2. 通学路安全推進会議の開催

緊急合同点検で培った連携体制を有効に活用して、通学路の安全対策実施のための事務システム構築時に協議した「珠洲市通学路安全推進会議」を継続的に開催いたします。

会議では、「小学校が実施する通学路点検の結果」「道路管理者の対策実施状況」「警察の道路規制、信号機等の設置計画」などの情報を定期的に交換・協議し、また、必要に応じて合同点検を行うなど、三者が主体となり、本プログラムに沿って通学路の安全対策を着実に実施していきます。

### (1) 構成機関

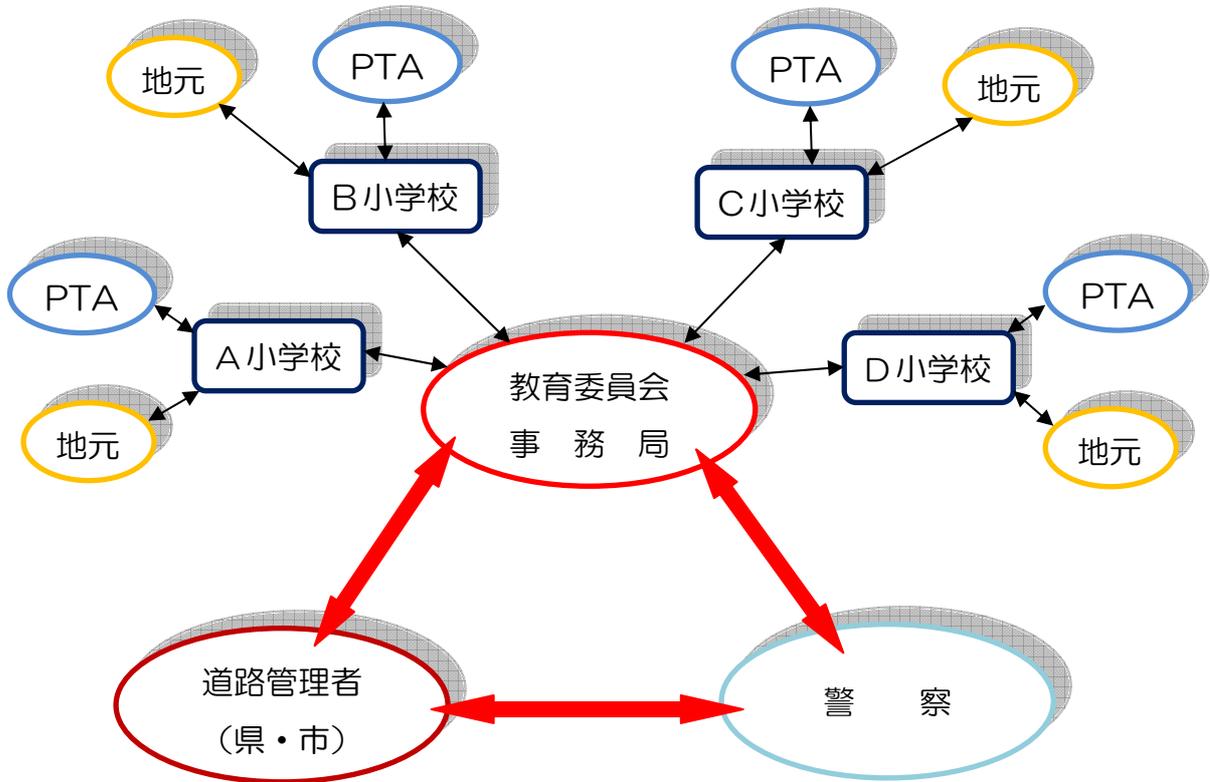
- ・ 珠洲警察署
- ・ 石川県珠洲土木事務所
- ・ 珠洲市建設課
- ・ 珠洲市危機管理室
- ・ 珠洲市教育委員会事務局

※各小学校において、PTA及び地元の要望を取りまとめ珠洲市教育委員会事務局へ報告する。

### (2) 通学路安全推進会議は構成機関の課長及び実務担当で構成する。

### 総括部署の明確化

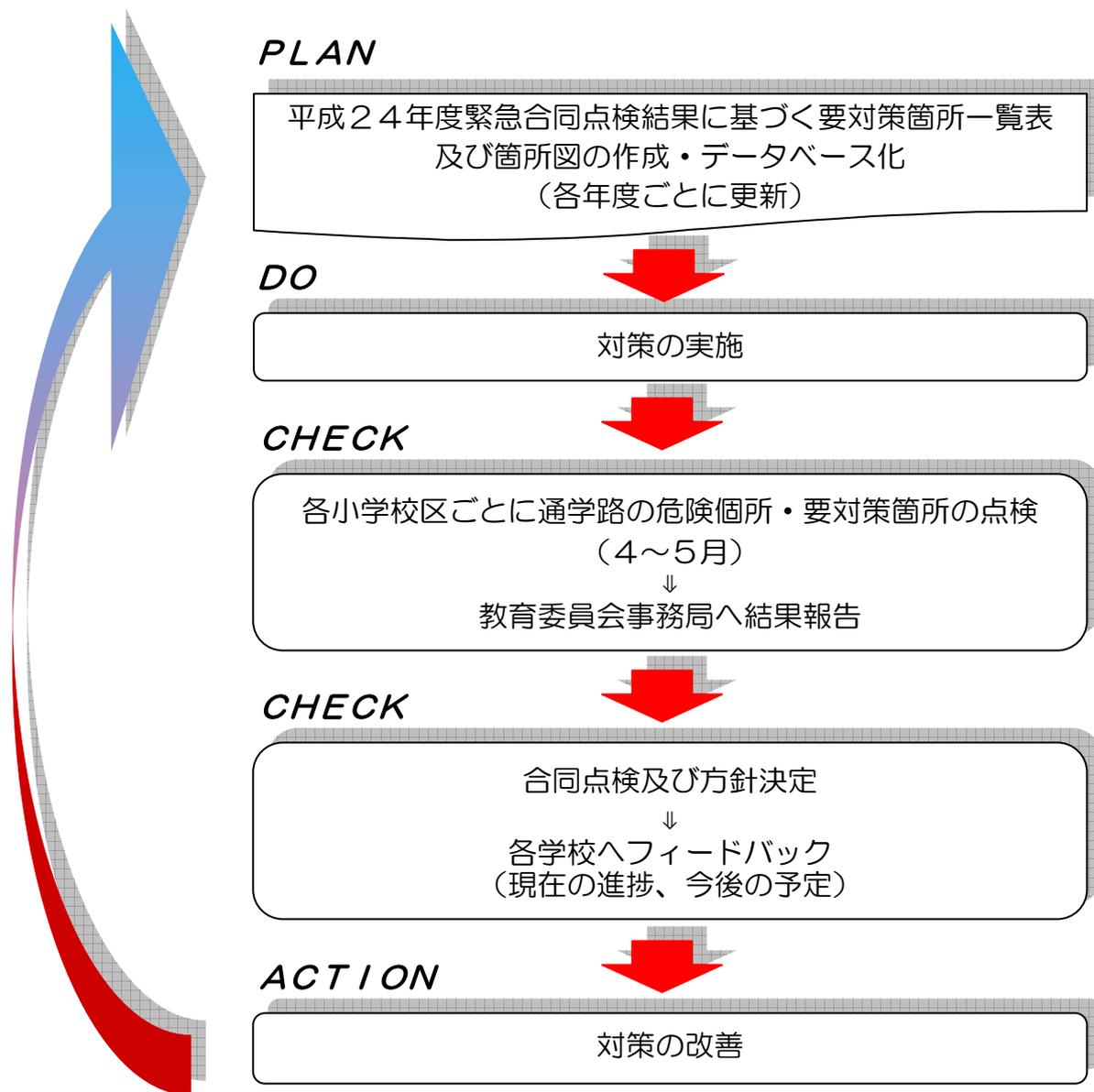
通学路の安全対策に関する連絡会（関係機関の組織づくり）



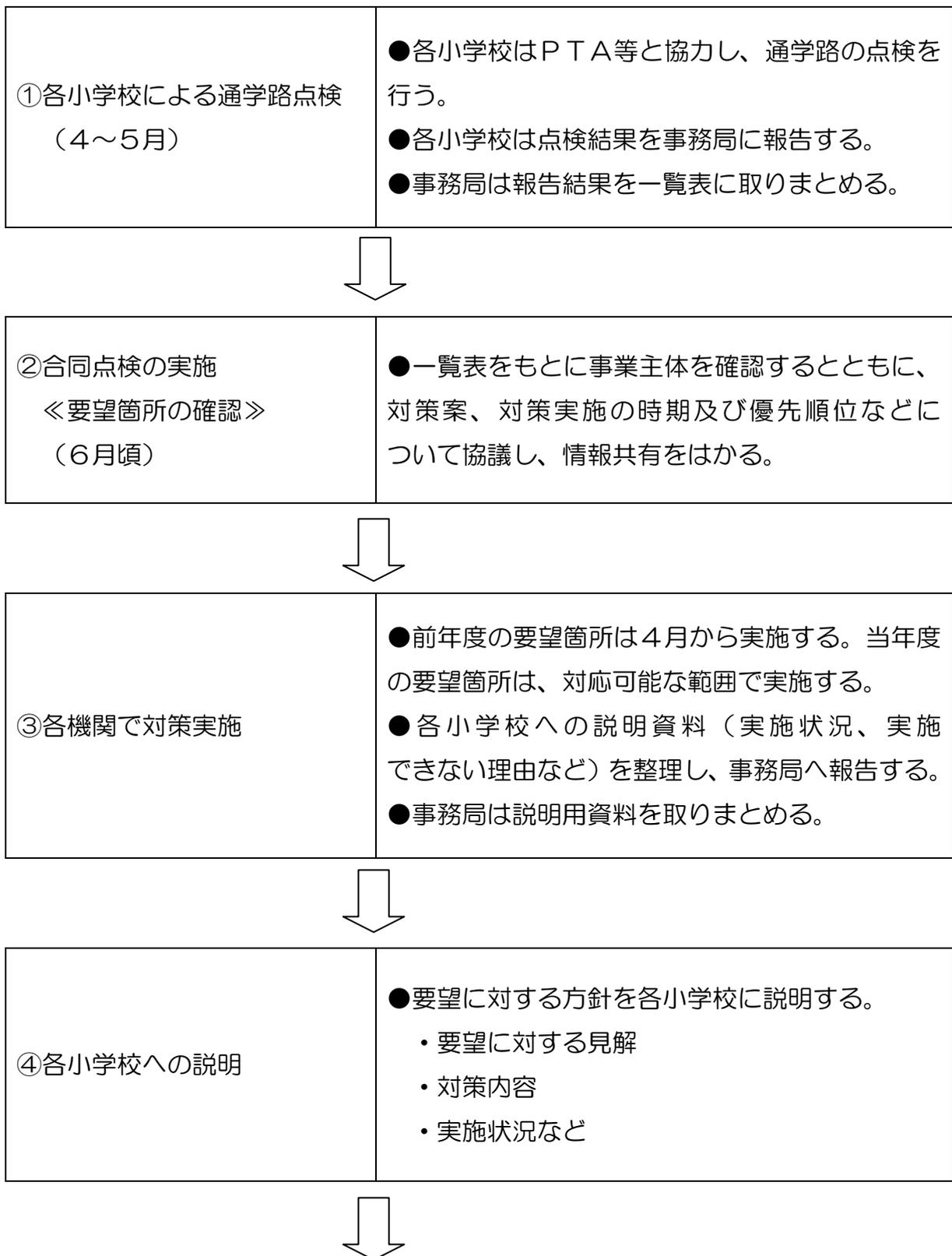
### 3. 取組方針

継続的な通学路の安全確保を推進するため、PDCAサイクルにより、繰り返し見直ししながら安全対策を実施して、さらなる安全度の向上を図ります。

#### (1) 通学路安全確保のためのPDCAサイクル



(2) 通学路の安全対策十進為の流れ





⑤状況集約 (2月上旬頃)	●対策の実施状況を事務局へ報告し、情報共有を図る。 ・実施箇所 ・未実施箇所及び理由など
------------------	--



⑥各小学校への実施報告 (2月下旬頃)	●事務局は各構成機関の状況を報告書として取りまとめ、各小学校へ送付する。 ●各小学校は、PTA等へ状況を報告する。 ●報告書の送付を原則とするが、必要に応じて説明会を開催する。
------------------------	--

#### 4 対象とする通学路

本プログラムの対象とする通学路は、児童が集団登校で使用する道路及び小学校が指定する通学路を原則とします。

#### 5 対策箇所等の公表

点検結果や対策内容については、小学校ごとに一覧表及び対策箇所図を作成し、珠洲市ホームページなどで公表する。